

函館市立銭亀沢中学校いじめ防止基本方針

令和5年4月26日改訂

1 いじめ防止基本方針策定の意義

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。それを防ぐため、いじめの未然防止や早期発見及び早期解消の基本的な考えや方策等を定め公表するとともに、組織的で一貫した対応を総合的かつ効果的に推進することが必要である。また、本校のすべての生徒が人間の尊厳を保持するとともに、互いの違いを認め合い、支え合い、安心して健やかに成長できる環境をつくるためにも、「函館市立銭亀沢中学校いじめ防止基本方針」を策定する意義がある。

2 いじめに対する認識

(1) いじめの定義

「いじめとは」児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策基本法より）

(2) いじめの構造

いじめは力の優位－劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われる。そのため、いじめられる生徒は加害者を訴え出る意欲を奪われ、無力感に陥ってしまいかねない。

また、いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てて面白がったりする存在や、周辺の暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立っている。

こうしたことから、いじめる側といじめられる側の指導だけではいじめの解消やいじめの未然防止は不可能であり、「観衆」や「傍観者」への指導が必要不可欠な要素となる。

(3) いじめの態様

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ▶ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ▶ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ▶ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ▶ 金品をたかられる
- ▶ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ▶ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ▶ SNS上で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(4) いじめに対する学校の基本認識や基本方針

① 基本認識

いじめは生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺、殺人などを引き起こす背景ともなり得る問題である。しかも、最近のいじめは携帯電話やインターネットの介在により、一層見えにくいものになっている。こうしたことから、本校では、「いじめはぜったいに許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの生徒にも、どこでも起こりえる」、「だれもが被害者や加害者にもなり得る」と認識するものである。

② 基本方針

本校におけるいじめ防止対策に関する基本方針を以下の通りとする。

ア いじめの未然防止

いじめが全ての生徒に関係する問題であることから、生徒が安心して学習等に取り組むことができるよう、生徒同士の心の結びつけを深め、社会性をはぐくむ教育活動を推進し、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。

イ いじめの早期発見・早期解消及び校内組織の設置

生徒の表面的な行動に惑わされることなく内面の感情に思いをはせ、違和感を敏感に感じ取るなど、生徒が発する小さなサインを見逃すことのないよう、定期的なアンケートや面談を行い、日ごろから丁寧に生徒理解を進める。また、いじめを把握したら、本方針のもと、校内に設置したチームが迅速かつ組織的に対応する。

ウ 仲裁者の育成

いじめは、「加害者」と「被害者」の二者関係だけではなく、そのまわりに存在する「観衆」や「傍観者」により、一層深刻な事態をもたらす。そのため、こうした「加害者、被害者、観衆、傍観者」の負の関係を断ち切る「仲裁者」の育成に努める。

3 学校におけるいじめの防止

(1) 道徳教育や体験活動の充実

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養い、いじめが生まれにくい環境をつくるため、全ての教育活動に通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。

(2) 発達支持的生徒指導の推進

生徒同士の心の結びつきを深め、社会性をはぐくむ教育活動を進めるとともに、人権感覚を養い、共同社会の一員であるという市民性意識と社会の形成者としての資質を育成する。生徒が互いの多様性を認め、人権侵害をしない人へと育つために発達段階に応じた法教育を通じて「誰もが法によって守られている。」「法を守ることによって社会の安全が保たれる。」という意識を高め、「全ての生徒にとって安全で安心な学校づくり・学級づくり」を目指す。

(3) 生徒主体のいじめ防止の活動

保護者や地域住民、社会教育関係団体その他の関係者と連携を図りつつ、生徒の人間関係に関わる問題を解決する能力の向上に資する教育活動並びにいじめ防止等に資する生徒の自主的な企画及び運営による活動を推進する。

(4) 生徒、保護者、教職員への啓発

生徒や保護者及び教職員等に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等を行う。

4 いじめ早期発見のための措置

(1) 実態調査

いじめの実態を適切に把握し、いじめの早期発見及び早期解消につなげるため、質問票の使用及び生徒への面談等による定期的な調査を行う。

- ▶ いじめアンケートの実施（5・11月）
- ▶ アンケート結果を踏まえた面談（6・11月）

(2) 教育相談

生徒及びその保護者等が、抵抗なくいじめに関する相談ができる体制を整備するとともに、生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に教育相談体制を点検するとともに、担任や副担任等への相談、保健室や相談室（SC 来校時）の利用を呼びかけたり、他機関による電話相談窓口について広く周知したりする。

- ▶ 教育相談週間（5・11月）
- ▶ 保護者懇談会時の教育相談（6・12月）
- ▶ スクールカウンセラーによる教育相談（月2回程度）

(3) 日常観察

休み時間や放課後の教職員の日常的なふれあい活動の中などで生徒の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート、家庭学習ノートの感想欄等を活用して交友関係や悩みを把握する。

特に、以下に示す生徒が発するサインをしっかり受け止める。

- ▶ 笑顔がなく沈んでいたり，ぼんやりしていることが多い。
- ▶ 周りの様子を気にし，おどおどしている。
- ▶ 体に原因不明の傷などがある。
- ▶ シャツやズボンが汚れたり，破けたりしている。
- ▶ ノートや教科書に落書きがある。
- ▶ 必要以上にお金を持っている。
- ▶ なくした，落としたなどということが多い。
- ▶ 登校を渋ったり，忘れ物が急に多くなったりする。
- ▶ 家から金品を持ち出す。
- ▶ 友だちや学級の不平・不満を口にするようになった。
- ▶ 突然，暴力的になったり，言葉遣いが悪くなった。
- ▶ 友だちから不快に思う呼び方をされている。
- ▶ 友だちから笑われたり冷やかされたりする。
- ▶ 特定のグループと常に行動を共にする。

5 校内体制

(1) 校内組織の設置

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ等対策委員会」を設置する。

(構成員)

校長 教頭 生徒指導部長 養護教諭 学年代表 関係職員 (専門家)

(活動)

- ・いじめの未然防止に関すること
- ・いじめの早期発見に関すること
- ・いじめ事案への対応に関すること

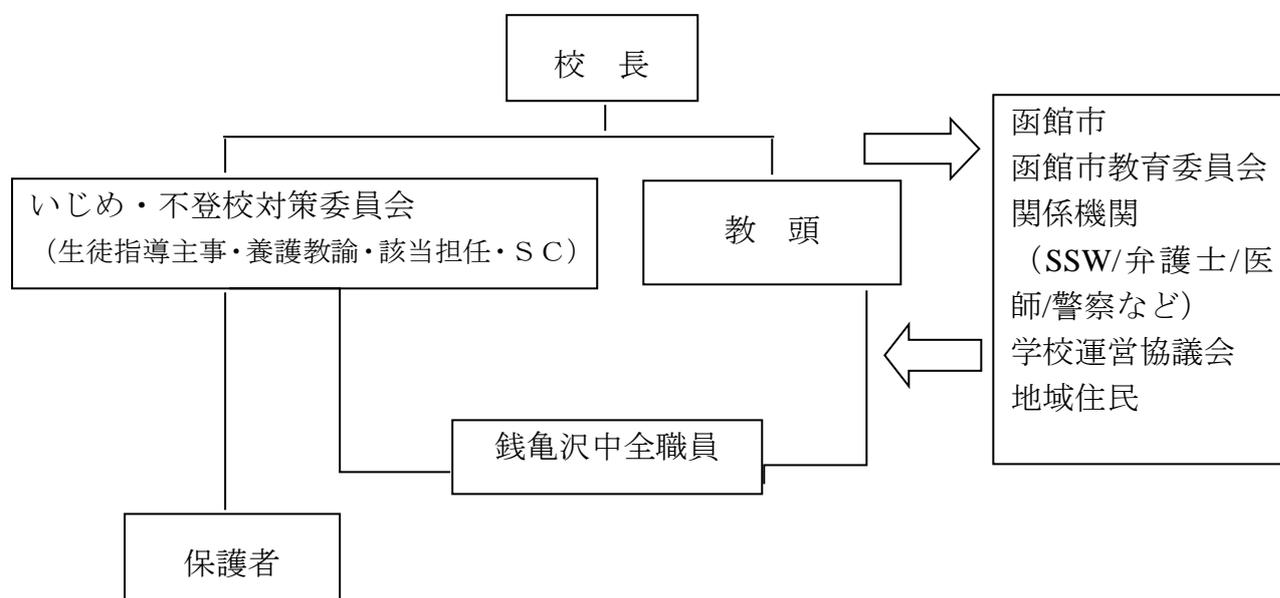
(開催)

1か月に1回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催とする

(2) その他

いじめの状況に応じ、スクールカウンセラーや函館市いじめ等巡回相談員の活用を図る。

《校内体制》



6 いじめに対する措置

(1) いじめの事案の有無の確認及び設置者への報告

- ① 発見・通報を受けた教職員は「いじめ・不登校対策委員会」に直ちに情報を共有する。
- ② 「いじめ・不登校対策委員会」が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無を確認する。
- ③ 事実確認の結果は、校長の責任のもと市教委へ報告する。

(2) いじめの対応手順

正確な事実関係などの把握

○いじめられる側、いじめる側と別々に対応し、次のことを把握する（いじめられる側には、学級担任が当たることが原則）。

- ・ いじめは、いつ頃からか
- ・ 誰が誰に、具体的にどのような行為をしたか
- ・ 動機や理由は何か(加害者の自己弁護に注意)
- ・ 周辺の児童生徒の状況はどうであったか
- ・ その時、どう感じたか
- ・ 今、どう思っているか

いじめられる側といじめる側の個別指導

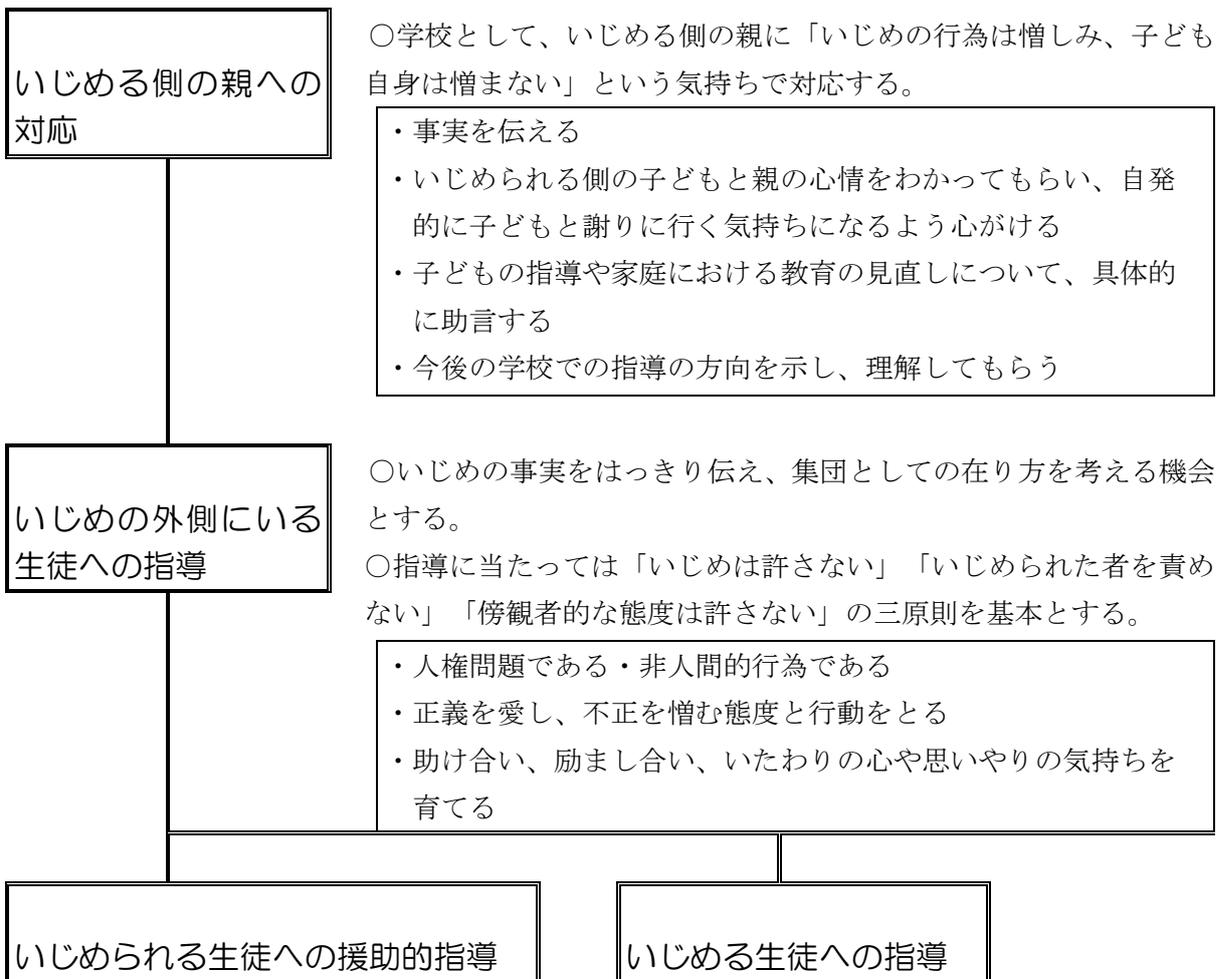
○個別指導では、特に、いじめが非人間的な差別や人権にかかわる問題であることから、絶対に許されない行為であるという強い姿勢で臨み、次のことに配慮する必要がある（いじめる側の指導で事情聴取が困難な場合などは、他の教師の協力を得ることも必要）。

- ・ 事実を整理し、学校としての指導方針を示す
- ・ いじめられる側に、仕返しなどが起こらないように配慮することを約束し、安心感を与える

いじめられる側の親への対応

○いじめられている事実は、家庭訪問をして親に伝えることが必要である（場合によっては、校長・教頭などにも同行してもらうような配慮も）。

- ・ 速やかに事実を告げ、学校の指導に落ち度があれば謝罪する
- ・ 学校の対応と指導の方向を理解してもらう（その際は、親の切なく悲しい心情や怒りを理解し、誠意をもって対応する）。



6 ネット上のいじめの対応

(1) 情報モラルの指導

- ・掲示板等へ誹謗・中傷等の書き込みをすることはいじめであり、決して許されることではないことを指導する。
- ・匿名で書き込んでも、書き込みを行った個人が特定されることを理解させる。
- ・重大犯罪につながり悪質な場合は、警察に検挙されることがあることを理解させる。
- ・発信した情報はすぐに広まることを指導する。

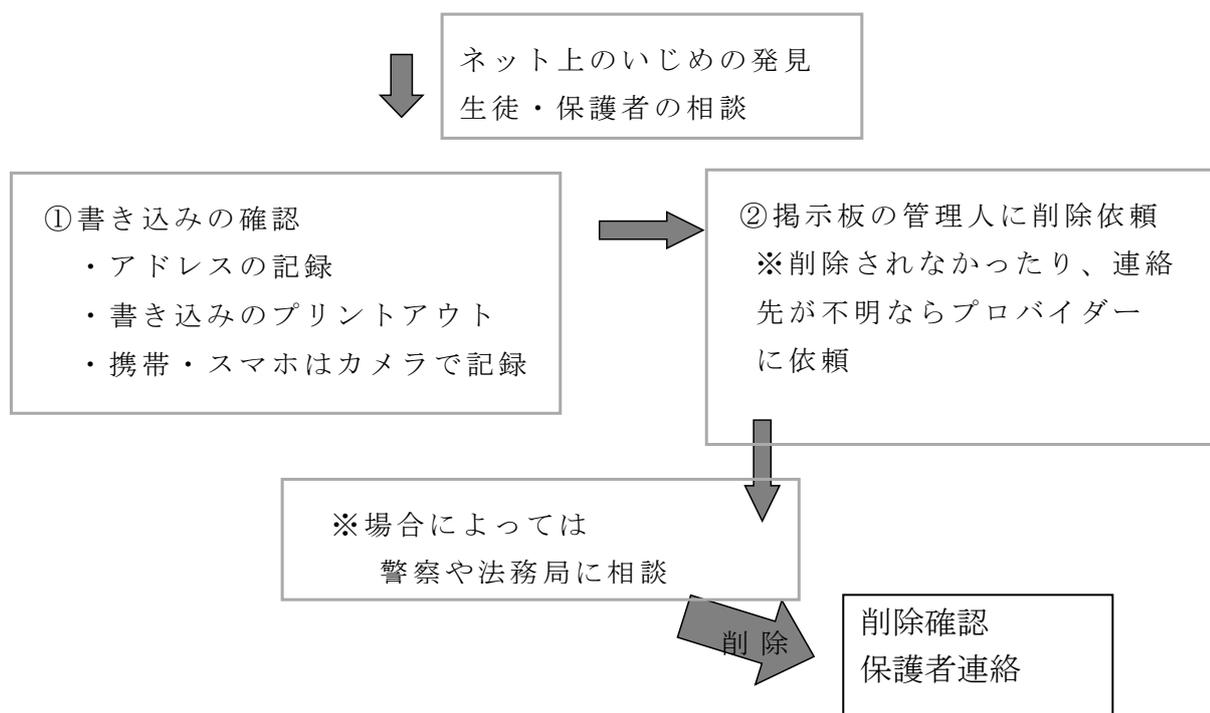
(2) 保護者会での啓発

- ・学校での情報モラル指導だけでは限界があるので家庭での協力を依頼する。
- ・生徒達のパソコンやスマートフォン等の管理をするのは、まずは家庭であり危険か

ら守るためのルールづくりを推進する。

・家庭でメールを見たときの表情の変化や、トラブルに巻き込まれたときの変化に気づいたら、学校へ相談する。

【書き込み削除の手順】



(3) 警察との連携

いじめの生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底的に守り通すという観点から、警察と相談して対処する。

なお、生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し、適切に援助を求める。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態として取り扱う生徒の状況

- ▶ 生徒が自殺を企図した場合
- ▶ 身体に重大な傷害を負った場合
- ▶ 金品等に重大被害を被った場合
- ▶ 精神性の疾患を発症した場合
- ▶ 生徒が一定期間、連続して欠席している場合

(2) 重大事態の報告及び調査

重大事態が発生した場合、教育委員会へ報告する。また、いじめ事案の調査を行う主体（学校又は教育委員会）やどのような調査組織にするかについては、教育委員会の判断による。

8 評価

(1) 学校評価及び教員評価への位置付け

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、いじめ問題について、その実態把握や対処・指導などが組織的に行われているかどうかを学校評価に位置付ける。

また、教員評価についても、教員一人ひとりが「具体的な目標」「目標達成のための取組方法等」を掲げ、「達成状況」や「今後の課題」等自己評価を行う。

(2) PDCA サイクルを生かした取組の改善

学期ごとや問題解決後、取組や成果について自己評価や相互評価を行い、必要に応じて、生徒や保護者、関係機関からの意見や評価を受け、改善に向けたサイクルを推進する。

(別紙) 年間指導計画

■いじめ等対策委員会担当

□学級、学年、分掌担当

月	いじめ等対策委員会	未然防止の取組	早期発見の取組	その他
4	<ul style="list-style-type: none"> ■職員会議で確認 ・指導方針 ・指導計画 ■定例会 ・活動内容の確認 □生徒指導研修会 ・生徒情報交流 	<ul style="list-style-type: none"> □学級活動 ・いじめに対する学校や担任の基本的な考え 	<ul style="list-style-type: none"> ■相談窓口の周知 ・保健室、相談室の利用 ・SCの活用等 □家庭訪問での面談 ・学校や家庭の生活状況把握 	<ul style="list-style-type: none"> ■教育課程説明会 ・学校の基本方針及び計画の周知
5	<ul style="list-style-type: none"> ■定例会 ・情報交流 	<ul style="list-style-type: none"> □道徳教育の充実 □人間関係づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ■いじめアンケート実施（1回目） □教育相談（全生徒対象） ・人間関係や進路に対する悩みや不安の把握 	<ul style="list-style-type: none"> □PTA 三役会 ・意見交流
6	<ul style="list-style-type: none"> ■定例会 ・いじめアンケート結果の集約、分析 ・いじめ状況確認 ・対応方針策定 	<ul style="list-style-type: none"> □生徒会活動 ・いじめ撲滅集会 □全校活動 ・情報モラル教室 □学級活動 ・いじめ撲滅集会に向けた取組 	<ul style="list-style-type: none"> □学年学級懇談会での面談 ・学校や家庭の生活状況把握 □二者懇談会での面談 ・人間関係や進路に対する悩みや不安の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ■学年懇談会 いじめ撲滅に関する啓発 □学校評議員会 ・学校の基本方針及び計画の周知
7	<ul style="list-style-type: none"> ■定例会 ・いじめ問題に関する学期末評価 	<ul style="list-style-type: none"> □全校活動 ・情報モラル教室 □学級活動 ・1学期をふり返って 	<ul style="list-style-type: none"> □教育相談 ・気になる生徒とのチャンス相談 	<ul style="list-style-type: none"> □PTA 三役会 ・いじめ撲滅に関する啓発
8	<ul style="list-style-type: none"> ■定例会 ・情報交流 ・2学期の活動計画 	<ul style="list-style-type: none"> □学級活動 ・いじめ撲滅に関する指導 		
9	<ul style="list-style-type: none"> ■定例会 ・情報交流 	<ul style="list-style-type: none"> □道徳教育の充実 □学校祭取組の人間関係づくり 	<ul style="list-style-type: none"> □教育相談 ・気になる生徒とのチャンス相談 	
10	<ul style="list-style-type: none"> ■定例会 ・情報交流 	<ul style="list-style-type: none"> □学年活動 ・キャリア教育の推進 □全校活動 ・情報モラル教室 		<ul style="list-style-type: none"> □校外生活委員会 ・意見交流
11	<ul style="list-style-type: none"> ■定例会 ・いじめアンケート結果の集約、分析 ・いじめ状況確認 ・対応方針策定 □生徒指導研修会 ・情報モラル研修 	<ul style="list-style-type: none"> □学年活動 ・キャリア教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ■いじめアンケート実施（2回目） □教育相談（全生徒対象） ・人間関係や進路に対する悩みや不安を把握 	<ul style="list-style-type: none"> □PTA 三役会 ・いじめ撲滅に関する啓発
12	<ul style="list-style-type: none"> ■定例会 ・いじめ問題に対する学期末評価 □学校評価 	<ul style="list-style-type: none"> □学級活動 ・2学期をふり返って 	<ul style="list-style-type: none"> □二者・三者懇談会での面談 ・人間関係や進路に対する悩みや不安の把握 	
1	<ul style="list-style-type: none"> ■定例会 ・学校評価結果を踏まえた改善方策 			
2	<ul style="list-style-type: none"> ■定例会 ・情報交流 ・次年度の計画立案 		<ul style="list-style-type: none"> □教育相談 ・気になる生徒とのチャンス相談 	<ul style="list-style-type: none"> □PTA 三役会 ・意見交流 □学校評議員会 いじめ問題に関する評価
3	<ul style="list-style-type: none"> ■定例会 ・情報交流 	<ul style="list-style-type: none"> □学年活動 ・性教育の実践 	<ul style="list-style-type: none"> □教育相談 ・気になる生徒とのチャ 	<ul style="list-style-type: none"> □PTA 三役会

	<ul style="list-style-type: none">・ いじめ問題に対する学年末評価・ 次年度の計画確認	<input type="checkbox"/> 学級活動 <ul style="list-style-type: none">・ 1年をふり返って	ンス相談	
--	---	--	------	--